新型コロナウイルス感染症の影響に係る 国民健康保険料減免に関するQ&A

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免に関する質問をまとめましたので、申請をされる際の参考にしてください。

Q:申請の期限について。

A: 令和4年3月31日を申請期限としています。郵送の場合は必着です。

Q:減免の対象となる保険料は?

A:減免の対象となる保険料は、令和3年度分、令和2年度随時分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

Q:令和3年中の収入見込みについて、どのように見込み額を計算すればよいですか?

A:令和3年1月以降の収入実績を収入月数で割り、月平均収入額を求めます。その月平均収入額に見込み月数をかけて計算します。

「事業収入等の状況申告書」にしたがって記入ください。なお、減免理由が「主たる生計維持者の失業や事業等の廃止」の場合、令和3年中の収入見込みは0円と記入してください。

Q:令和2年度随時分の減免についてはどのように計算すればよいですか?

A: 令和元年と令和2年の収入の実績で計算します。 要件は令和3年度の要件と同じですが、比べる収入は令和元年と令和2年です。

Q: 主たる生計維持者とは?

A:基本的には世帯主となりますが、世帯主以外に収入額が最も大きい世帯員がいる場合、申し出によりその方を主たる生計維持者として認めることができます。

Q:減免申請書の他に提出が必要な書類は?

A:減免申請の理由により提出書類が異なります。「提出書類チェックシート」にて確認をお願いいたします。

Q:令和2年中の「営業等・農業・不動産・給与・山林収入」の額は確定申告書のどの部分ですか。

A:確定申告書B第一表の、収入金額欄⑦営業等収入・①農業収入・⑦不動産収入・⑦給与収入、第三表の①山 林収入を見てください。

なお、所得金額は、第一表の所得金額欄①営業等所得・②農業所得・③不動産所得・⑥給与所得、第三表の 68 山林所得を見てください。

Q:源泉徴収票を見ているが、収入はどの部分ですか。

A:収入金額は「支払金額」欄を見てください。

なお、所得金額は「給与所得控除後の金額」欄を見てください。

Q:申請窓口はどこですか。淀江支所でもできますか。

A:市役所本庁舎1階7番の保険課窓口で受け付けますが、新型コロナウイルスの感染抑止のため、極力、郵送での申請をお願いいたします。

なお、淀江支所では減免申請書の受け付けはしておりません。

Q:要件すべてに該当しますが、主たる生計維持者の前年の所得額が0円でした。減免申請は可能ですか?

A: 計算式のとおり減免申請の対象とはなりません。

Q:減免申請をしましたが、令和3年度の国民健康保険料について納付する必要はありますか?

A:納期が到来する保険料はご納付願います。減免の決定には申請後1ヵ月程度お時間をいただく予定です(書類不備などによりさらにお時間がかかる場合がございます。)。保険料を納め過ぎた場合は、減免決定後に還付通知を郵送します。

Q: 令和2年中の確定申告・市民税申告がまだできていません。減免申請はできますか?

A:減免要否の判定や減免額の計算をすることができないため、減免申請を受け付けられません。

令和2年中の所得申告がお済みでない場合は、確定申告など所得申告のうえ、申請してください。

申告先:確定申告は税務署、住民税は令和3年1月1日の住民登録地の住民税担当課

(申告した結果、住民税や所得税が発生する場合があります。)

Q:この度の離職により雇用保険を受給する予定です。減免申請をする前に確認をすることはありますか?

A: 非自発的失業による保険料軽減制度対象者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11,12,21,22,23,31,32,33,34の方)であるか確認ください。該当する場合は保険証と雇用保険受給資格者証をお持ちの上、 米子市保険課窓口にてお手続き願います。

非自発的失業に該当する場合、新型コロナウイルス感染症に関する減免対象とはなりません。

Q: 非自発的失業による軽減を申請し、令和3年度分の保険料も軽減が適用されています。減免の対象となりますか。

A: 主たる生計維持者が非自発的失業による軽減制度を適用されている場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免については対象外です。

ただし、非自発的失業による軽減適用となる給与収入以外に減収見込みの事業収入等がある場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる可能性があります。

Q:収入減少が新型コロナウイルス感染症の影響であるかどうか、どう判断するのでしょうか?

A:新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など、感染拡大防止のための措置による社会・経済への影響を指します。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇、昨年中の離転職等が減収の主な原因など)を除き、新型コロナウイルス感染症の影響と判断します。